

議案第21号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正を踏まえ、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「個人番号カード（」の次に「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。」を、「という。）」の次に「又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。